

廃棄物処理法改正案の概要

平成18年1月
環境省

今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。

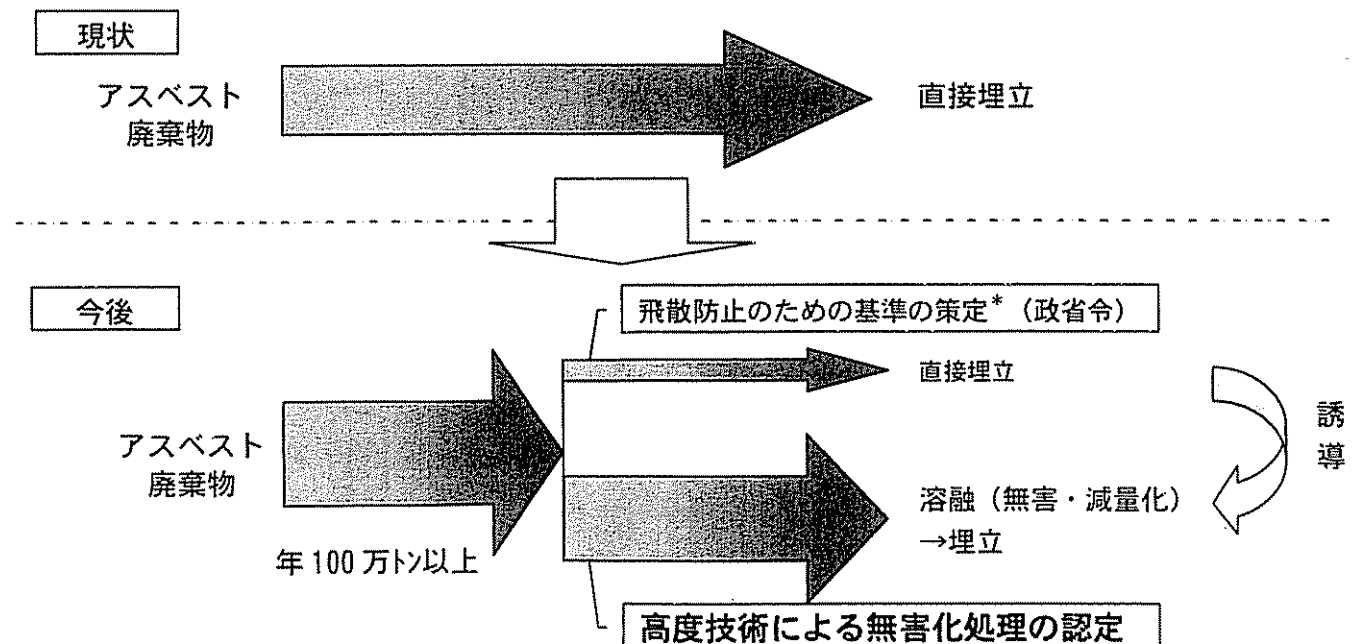
1. 背景

- 建築物の解体等に伴って、アスベスト廃棄物（スレート等アスベスト含有建材、吹付けアスベスト、アスベスト含有家庭用品）が、今後大量に発生*。
* ストック量約4000万トン、年間排出量100万トン以上。
- 住民不安を背景とした処分場での受入忌避に加え、今後予定している処理基準の強化*等により、大量のアスベスト廃棄物が滞留し、不法投棄等につながるおそれ。
* 破碎施設の屋内設置、高度な集じん装置の設置の義務付け等。
- これを安全かつ円滑に処理するために、従来の埋立処分に加え、高温の溶融等による「高度技術による無害化処理」という新たなルート*の確保が必要。
* 既存の溶融炉等の民間施設を活用すれば、滞留するアスベスト廃棄物を処理可能。

2. 概要

- アスベスト廃棄物を溶融・無害化する「高度技術による無害化処理」について、国が、個々の施設の安全性を確認して認定*することにより、促進・誘導。
* 個々の業及び施設設置の許可なしに、処理の実施を可能とする。

【参考例：スレート等アスベスト含有建材の処理フロー】



* 破碎施設の屋内設置、高度な集じん装置の設置の義務付け等。

参考 1 アスベストを含む廃棄物の類型と対策の現状

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、

がれき、コンクリートくず、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類のほか、政令で定めるもの

一般廃棄物

①家庭から排出される廃棄物

②事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの

特別管理産業廃棄物

建築物から除去された吹付けアスベスト、アスベストを含む保温材等

(飛散性のもの)



厳しい処理基準

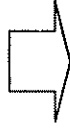
(廃棄物処理法施行令等)

- 収集における梱包等
- 処分における溶融処理又は耐水性材料での二重梱包等

通常の産業廃棄物

石綿スレート等の外装材、床タイル等

(非飛散性のもの)



非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針

(3月30日通知)

- 他の廃棄物との分別
- 散水等の飛散防止措置
- 極力、破砕を行わない

※内容については、政令で処理基準化することを検討中

[ストック量数十万トン
1.8万t/年発生]

[ストック量約4000万トン
100万t/年以上発生]

通常の一般廃棄物

(特別管理一般廃棄物ではない。)

アイロン、トースター、ドライヤーなど、アスベストを含む家庭用品が廃棄物となったもの

(ほとんどが非飛散性のもの)

※飛散性のおそれがあるものは東京五輪の頃に販売された火鉢付属の石綿灰【古い製品であり、ごくまれ】



アスベスト含有家庭用品処理の際の留意事項(9月13日通知)

- 他のごみと区別して住民に排出してもらおう
- 極力、運搬や中間処理で破砕を行わない
- 散水、速やかな覆土の実施による飛散防止に留意した最終処分

[602種類の製品]

アスベスト廃棄物適正処理対策の強化

	特別管理産業廃棄物 (飛散性アスベスト)	産業廃棄物 (非飛散性アスベスト)	一般廃棄物 (家電製品等)
飛散防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・特管物の対象範囲明確化(断熱材等) ＜政省令＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理基準の強化(飛散防止のための措置等) ＜政省令＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な処理方法の徹底 ＜対策指針等＞
円滑な処理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高度技術による無害化処理認定制度の創設 ＜法＞(民間施設) 		<ul style="list-style-type: none"> ・循環交付金による施設整備支援 ＜予算＞(公共施設)
情報伝達の確保、 処理状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト廃棄物処理施設に対する税制上の特例措置＜税制＞ ・無害化処理の研究・技術開発への支援＜予算＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニフェスト・委託契約書への記載義務づけ ＜省令＞ 	<ul style="list-style-type: none"> (既に市町村の処理責任の下で完結)
(参考) 廃棄物処理施設のアスベスト対策	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法、労働安全衛生法の規制に加え、 改修・解体時の飛散防止対策の指針策定 		

「アスベスト問題に係る総合対策」(案)の概要 (12月27日)

1 隙間のない健康被害者の救済

17年度補正予算案額：388億円
18年度予算案額：93億円

救済新法の制定

- 「石綿による健康被害の救済に関する法律案」(仮称)を18年通常国会冒頭に提出

労災制度の周知徹底等

- 労災認定基準の改正
- 労災制度の周知徹底

研究の推進等

- 中皮腫抗がん剤「ペトレキセド」の早期承認等

2 今後の被害を未然に防止するための対応

17年度補正予算案額：1,417億円
18年度予算案額：22億円

既存施設での除去等

- 地方自治体の取組への支援 (地方財政法改正※)
- 国の建築物等について除去等実施
- 民間建築物における取組への支援 (助成措置の新設+中小企業等を対象とした低利融資制度の創設)
- 吹付けアスベスト等の使用規制 (建築基準法改正※)

解体時等の飛散・ばく露防止

- 飛散防止のための規制の拡充 (大気汚染防止法改正※)
- 石綿障害予防規則等の周知・指導

アスベスト廃棄物の適正処理

- アスベスト廃棄物の無害化処理推進 (廃棄物処理法改正※+税制上の措置の新設)
- 廃アスベスト適正処理の規制強化

アスベスト早期全面禁止

- 代替化を促進し18年度中に全面禁止措置

3 国民の有する不安への対応

18年度予算案額：4億円

実態把握・国民への情報提供

- 解体現場周辺の大気中濃度測定
- 室内アスベスト濃度指標設定に資する調査研究
- 健康被害者の実態調査

健康相談等の対応

- 国民の健康相談への対応
- 健康管理手帳の交付要件等の見直し
- アスベスト関連の作業に従事した退職者への健康診断の実施
- 一般住民の健康管理の促進

(注1) ※は一括法(「石綿による健康等に係る被害の防止のための関係法律の整備に関する法律案」(仮称))として18年通常国会冒頭に提出。

(注2) 18年度予算案額は、関係閣僚会合を構成する関係省庁による対策に係る金額。

(注3) 関連予算の内、交付金等で内数となっているものについては、上記予算案額に計上されていない。